

京都市告示第333号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年9月28日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
中山稻荷線	西京区川島六ノ坪町57番地の1地先から 同町59番地の6地先まで	旧	メートル 44.80	メートル 7.20 ~ 34.00
		新	44.80	22.20 ~ 33.70

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
太秦安井緯41号線	右京区太秦安井奥畑町9番地の1地先から 同町12番地の1地先まで	旧	メートル 70.20	メートル 5.50 ~ 11.00
		新	70.20	10.93 ~ 10.99
醍醐経52号線	伏見区醍醐辰巳町21番地の19地先内	旧	11.50	2.15
		新	9.60	2.05
醍醐経137号線	伏見区醍醐辰巳町9番地の2地先から 同町21番地の19地先まで	旧	83.50	5.50 ~ 12.50
		新	83.10	6.01 ~ 13.00

醍醐緯65号線	伏見区醍醐外山街道町21番地の56地先から	旧	31.40	6.00
	同町20番地の19地先まで	新	31.40	7.54 ~ 8.00
川島経214号線	西京区川島六ノ坪町57番地の1地先から	旧	70.20	16.00
	同町133番地先まで	新	71.50	16.00 ~ 16.01

(建設局土木管理部道路明示課)